テーマ

韓国版ふるさと納税制度

―その制度設計と日本への示唆―

福岡県地方自治研究所特別研究員



ハナ

日本のふるさと納税を参考に導入された韓国版ふるさと納税制度は、日本版と共通する点と、韓国独自の特徴を併せて持つ。この制度は、人口減少と地方自治体の財政問題から地方経済の活性化と地域均衡発展への期待を背景に導入された。ただし、日本のふるさと納税制度の問題点を踏まえ、韓国版では「健全な寄付文化の醸成」を最優先とする厳格な規定が採用されている。本稿では、韓国版ふるさと納税制度の導入経緯、制度の内容、運用方法について詳しく説明し、日本版との違いを明確にする。そして、現段階での制度に関する論評を通じて、求められている改革のベクトルが日本とは逆であることを踏まえて、日本のふるさと納税への示唆点を探る。

^^^^^

1 はじめに~本稿の目的

日本のふるさと納税制度を参考にして導入された 韓国版ふるさと納税制度は、日本の仕組みとの類似 性を持ちながらも、かなり異質な韓国独自の特徴を 有している。

日本より早いスピートで少子高齢化による人口減少が進んでいる韓国では、韓国版ふるさと納税制度に対し、人口減少に伴う地方自治団体の財政悪化を解決するための方策になるのではないかという期待が寄せられてきた。また、日本の場合と同様、地域特産品が返礼品とされることで、地域の売上が急増したり、雇用が生まれたりすることを通じて、地域経済への波及効果が生じるという期待も寄せられてきた。

以上のような期待は、2023年1月1日から施行されている韓国版ふるさと納税制度である「故郷愛寄付金に関する法律(고향사랑기부금에 관한 법률)」(以下、「故郷愛寄付制」)の目的規定(「故郷に対する健全な寄付文化を助成し、地域経済を活性化することにより地域均衡発展に資すること」(1条))にも反映されている。しかしながら、「地域経済の活性化」、「地域均衡発展」よりも先に、「健全

な寄付文化の醸成」が来ていることに明らかなように、「官製通販」とも揶揄される日本のふるさと納税制度の実情を踏まえ、同制度の導入がモラルハザードを引き起こすことへの危惧から、実際に出来上がった制度は、かなり厳格な仕組みとなっている。

以上を踏まえ、本論考では、第1に、「故郷愛寄付制」の導入経緯と導入に際して議論となった論点を概観する。第2に、制度概要を説明し、日本のふるさと納税制度との違いを明らかにする。第3に、「故郷愛寄付制」の運用状況を紹介した上で、同制度に対する論評を紹介する。最後に、そこで求められている改革のベクトルが日本のふるさと納税制度に求められている改革のベクトルとは逆であることを踏まえて、韓国の「故郷愛寄付制」がいかなる意味で参考になり得るのかを述べることにしたい。

2 導入経緯と論点

(1) 導入経緯

韓国版ふるさと納税制度の導入に関する検討が行われ始めたのは、日本でふるさと納税制度が導入された約1年後の2009年からである。

2010年には「故郷税 (郷土発展税)」を選挙公約

として検討する政党が現れた。それ以降、第18代 国会(2008年5月30日~2012年5月29日)で2件、 第20代国会(2016年5月30日~2020年5月29日) で13件の韓国版ふるさと納税関連法案が発議され た。しかし、これらの法案は、賛否両論の中で、国 会の会期満了と同時に廃案となった。

「故郷愛寄付制」の導入につながった直接の契機は、2017年5月の大統領選挙で文在寅候補者が選挙公約に韓国版ふるさと納税制度の導入を位置づけたことにある。その後、文政権がスタートすると、「100大国政課題」、「自治分権ロードマップ30大課題」の中に韓国版ふるさと納税制度の導入が位置づけられ、法制化の動きが本格化することになったのである。

まず、第21代国会(2020年5月30日~2024年5月29日)で、5件の韓国版ふるさと納税の関連立 法案が発議された。5件の法案は、第382回国会(2020年9月)¹に提出された後、行政安全委員会・第2次 法案審査第1小委員会での審査の結果、各法案の内 容を統合・調整し、所管委員会である行政安全委員 会で代案を作成し、法制司法委員会で審議した上で、 国会本会議に提案することになった。

行政安全委員会で作成された代案は、国会・法制司法委員会・法案審査第2小委員会で10か月間にわたり、計4回の会議で審議され、一部が修正された形で最終的に合意がなされた。

そして、「故郷愛寄付制」法案は、2021年9月28日、第400回国会・本会議に上程され、最終可決された。施行日は、2022年6月1日の地方選挙日以降の2023年1月1日とされた。

以下では、制度導入に際してどのような論点が議 論の焦点となったのかを紹介する。

(2) 議論の焦点となった諸論点

韓国では、2009年の制度導入の検討開始から、2023年1月の韓国版ふるさと納税制度施行まで、14年という時間がかかった。このことは、制度導

入をめぐる合意が容易でなかったことを意味するが、同時に、さまざまな問題が指摘されてきた日本のふるさと納税制度の実情を十分に観察しながら、そこでの問題点を踏まえて制度設計が行われたことを意味する。制度導入に際して議論された主な論点は、以下の通りである²。

1つ目の論点は、この制度が寄付者側、自治体側 双方によって悪用されてしまうのではないかという 問題である。例えば、企業が何らかの見返りを求めて特定の自治体に寄付を行う危険性(あるいは、仮に企業による寄付を禁じても、膨大な資産を持つ社長個人が寄付することで同様の事態が生じる危険性)であるとか、地方自治団体が持っている権限を利用して無言の圧力によって法人や会社に対して強制的に寄付させることに繋がる場合への憂慮である。

これに対しては、利害関係のある地方自治団体に関しては寄付が禁じられている点や寄付金集めの方法等は厳格に規制されている点を強調し、それは杞憂に過ぎないとする意見や、住民による監視や公益通報制度などを通じて、憂慮される部分は民主的に統制することができるという意見があった。

2つ目の論点は、地方自治団体間における寄付の 募集及び返礼品の過度な競争に関する問題である。 特に問題視されていたのは、寄付金を集めるために 地方自治団体所属の公務員が故郷愛寄付のための営 業活動のような業務に動員される恐れであった。

これに対しては、寄付金集めの方法等は厳格に規制されており、違反行為があった場合には、個人と機関に関する罰則が設けられている点を鑑みれば、コントロールは十分可能であるという意見があった。また、「政治資金寄付金」導入の際にもそうであったように、制度導入当初は寄付金集めに目が向くのかもしれないが、時間の経過とともに「寄付するに値する、信頼できる地方自治団体」になることを目指す方向に自然に移っていくのではないかという意見もあった。

¹ 第〇代国会と、第〇回国会は別の意味を持つ。第〇代の場合は、〇代目の国家議員選挙を通じて選出された国会議員の集まりを指す。 一方、第〇回の場合は、国会議事堂での会議の回数を意味する。

² 以下は、第21代国会の「382回国会・行政安全委員会会議録(2020年)」、「384回国会・法制司法委員会会議録(2021年)」、「385回国会・法制司法委員会会議録(同)、「388回国会・法制司法委員会会議録(同)」、「391回国会・法制司法委員会会議録(同)」の議論をまとめたものである。

3つ目の論点は、寄付文化の毀損という問題である。これを左右するのが、①返礼品提供、②寄付金の上限額、③寄付金控除のあり方である。

このうち、返礼品の提供については、寄付活性化と地域経済の活性化等の効果を期待する意見がある一方で、返礼品は寄付の「無対価性」という本質に反し、地方自治団体の過度な競争を招く余地があるという意見もあった。最も問題になったのは、返礼品の提供が公職選挙法違反の可能性がある点だった。返礼品という名目で提供される物が、首長選挙の際に首長の当選に有利に作用するのではないかという憂慮である。

寄付額の上限を設けるべきかどうかについては、 上限額以上の寄付の意志がある人はいるはずなのに その機会を制限することは、法律の趣旨に合致しな いという意見があった。また、上限を設けた場合に、 地方自治団体が受け取る寄付金総額が少なくなって しまう危険性も指摘された。しかし、巨額の寄付金 でなくても、少額の寄付金を多く集めることはでき る点や、少額にすることで寄付文化が醸成されるの であればその方が良いといった意見もあった。

寄付金控除に関しては、次の章で詳しく説明する。 4つ目の論点は、自治体の受付上限額を設定する かどうかという問題である。寄付金が特定の地方自 治団体に集まりすぎるという問題を回避し、地方自 治団体間の格差を生じさせないためには、上限設定 をすべきだという意見が一方にあった。しかし、他 方で、上限を設定し、早期に上限額が達成されてし まった場合、寄付したい者の寄付の機会を制限する ことになり、法律の趣旨からも望ましくないという 反対論もあった。

そのほかにも、広域自治体が対象に含まれている点³や既存制度である「社会福祉協働募金」の活用⁴についても問題提起がなされたが、これらについてはさほど大きな論争ポイントとはならなかったので、言及にとどめたい。

以上の論点をめぐってどのような対応がなされた

のかを含め、次章で、「故郷愛寄付制」の制度設計 の内実と税金控除をめぐる制度設計の内実について みていくことにしたい。

3 韓国版ふるさと納税制度の制度設計

(1) 制度の内実

韓国版ふるさと納税制度である「故郷愛寄付制」は、寄付者が居住していない地方自治団体に寄付し、税額控除を受けるとともに、返礼品を受け取ることができる仕組みである。以下では、その制度設計の内実を制定された法令の条文を示しつつ、概説する。その際、先に示した論点に対応する事項については(〇つ目の論点に対応)といった形で明示することにしたい。

第1に、寄付先は、居住していない広域又は基礎 地方自治団体である(法2条1項)。例えば、水原 市に居住する人は、京畿道と水原市を除くすべての 地方自治団体への寄付が可能である。なお、寄付先 の地方公共団体は、実際の出身地でなくても構わな い。

第2に、地方自治団体は、当該地方自治団体の区域以外に居住する住民に限って故郷愛寄付金を集めることができる(法4条1項)。法人による寄付は想定していない(1つ目の論点に対応)。行政安全部長官は、地方自治団体又は所属公務員による違反行為があった場合、翌年度において、該当地方自治団体の故郷愛寄付金の募金・受付を制限することができる(法4条2項)。

第3に、寄付金が何らかの見返りを得るための手段として用いられることを遮断するための規制が導入されている。他人名義や仮名での寄付、利害関係者の寄付(法5条1項)、業務・雇用、契約や処分等財産上の権利・利益又はその他の関係がある地方自治団体への寄付は禁じられている(法5条2項)(1つ目の論点に対応)。

第4に、業務・雇用その他の関係を利用して、強

³ 広域地方自治団体への寄付を認める場合、同じ地理的な地域で基礎地方自治団体への寄付がなされる場合に、寄付が重複してしまう可能性があることから、制度の対象から排除すべきという意見があったのである。しかし、この点は、広域地方自治団体を排除することは逆差別であり、広域地方自治団体からの反発が免れないことから、広域地方自治団体も制度の対象とすることが決まった。

⁴ 実は当初、新しい制度の新設ではなく、「社会福祉協働募金」という既存の寄付金募集制度を活用する案もあった。しかし、「社会福祉協働募金」は、目的がやはり異なるということで、これとは別個に「故郷愛寄付制」を新設することになったのである。

制的に他人に寄付させたり、寄付集めをさせたりする行為は禁じられている(法6条1項)。また、公務員が業務・雇用その他の関係を利用して寄付金を集めることも禁じられている(法6条2項)(1・2つ目の論点に対応)。

第5に、寄付金を集める方法についても使える媒体などが制限されている(法7条)。情報通信網、新聞及びオンライン新聞、定期刊行物、放送、屋外広告物、印刷物を通じて寄付を募集することが可能とされている(施行令3条2項)一方、個別的な電話、書簡、SNSのような電子的な転送媒体、戸別訪問、郷友会、同窓会等の私的な集まりを通じた積極的な寄付の勧誘は禁じられている(法7条)。地方自治団体が主催・共催・後援する行事の参加者に対する寄付の勧誘も禁じられている(施行令3条3項)(2つ目の論点に対応)。

第6に、故郷愛寄付金の上限は、最大500万ウォンとされている(法8条)。寄付金が特定の地方自治団体に集まりすぎるという問題を回避し、地方自治団体間の格差を生じさせないためである。「政治資金寄付金」からヒントを得て、定められた。政治献金のように上限額をおくことで、巨額の寄付を行う少数者による影響力を排除できる一方、多数の者が寄付に参加することが「健全な寄付文化を醸成する」という制度の趣旨にも合致すると判断されたのである5(3・4つ目の論点に対応)。

第7に、返礼品については、寄付金の30%の限度内で、地域特産品など、地方自治団体の管轄区域で生産・製造された物品などを提供することができる(法9条、施行令5条1項)。現金、貴金属、当該地域以外でも使用できる有価証券、入場券(競馬場、競輪場、ゴルフ場、カジノ等)、高価なスポーツ用品・電子用品は、返礼品にはできない。そして、人の命・財産を害する物品・美風良俗を害する物品についても同様である。直払電子支給手段、先払電子支給手段、電子貨幣等の支給は制限されているが、当該地方自治団体管轄区域でのみ通用しうる商品券・有価証券等は支給可能である(施行令5条2項)。他方、当該地域内および地域特産物オンライ

ンショッピングモールで使える地域商品券、その他 条例で定めたものも返礼品として提供可能とされて いる(3つ目の論点に該当)。

なお、返礼品や供給業者等の選定などを担当するのは、地方自治団体が条例を通じて設置することができる返礼品選定委員会である(施行令6条)。選定委員は、公務員、特産品選定の経験が多い者、議会議長が推薦した者、生産又は製造分野を代表する者、流通に関する専門的知識を備えた者の中から委嘱される。

第8に、寄付金の運用については、地方自治団体の一般会計とは別に、基金として特別会計で処理される。具体的には、「故郷愛寄付基金」を設置し、特定目的の事業のために使用しなければならないとされている(法11条1項)。地方自治団体が定めることができる寄付金の使用用途(目的)は、①社会的弱者階層の支援及び青少年の育成・保護、②地域住民の文化・芸術・保健等の増進、③市民参加、ボランティア等地域コミュニティー活性化支援、④その他の住民の福利増進に必要な事業の推進である(法11条2項)。

なお、基金の一部(前年度集めた寄付金額の100分の10(200億ウォン以上集めた場合)~100分の15(10億ウォン以下の場合))は、故郷愛寄付金の募集と運用等に必要な費用に充当することができるとされている(法11条2項、施行令7条)。

第9に、地方自治団体は、毎年2月末日までに、 ①前年度のふるさと愛寄付金の受付状況、②ふるさと愛基金の使用履歴、③返礼品の提供状況及び費用 支出などを、自らのHPで公開しなければならない (法13条、施行令9条)。

第 10 に、地方自治団体が寄付を強要したり、定められている寄付金募集方法に反して募集したりした場合には、刑事処罰に処す旨が規定されている(法 14 条 \sim 17 条)。また、公益通報制度も定められている(法 10 条)(1 つ目の論点に該当)。

第 11 に、2023 年に法令改正がなされ、ふるさとの価値と大切さを広く知らせるために「ふるさと愛の日」が設けられ(法 2 条の 2)、毎年 9 月 4 日がその日とされた。行政安全部長官及び地方自治団体

の長等は、故郷の価値と大切さを広く知らせるため に、故郷愛の日が含まれた週間に各種行事をするこ とができるとされている。

最後に、税金控除について説明しよう。これについては、「故郷愛寄付制」ではなく、租税特例制限法第76条、地方税特例制限法第164条で定められている。

結論から言えば、所得税 (国税) と地方所得税 (地方税) から税額控除する方式で、10万ウォン (日本円で約1万円) までは全額控除される。10万ウォンを超えた金額からは、年間上限額の500万ウォンまで寄付金の16.5%が税額控除される。例えば、100万ウォンを寄付すると、10万ウォンと10万ウォンを超える分の90万ウォンの16.5%である14万8,000ウォンの合計額である24万8,000ウォンが控除されることになる。

(2)日本の「ふるさと納税」と韓国の「故郷愛寄付制」の違い

以上、「故郷愛寄付制」の制度概要を論じてきたが、改めてその違いを示すと以下の通りである。

第1に、日本の場合、ふるさと「納税」という制度名称であるのに対し、韓国の場合、故郷愛「寄付制」となっている。

韓国の場合に「寄付制」とした理由は二つある。 一つは、租税原則に反するのではないかという疑念 (誤解)を避けるためである。もう一つは、国・地 方自治団体・寄付者の控除分担比率のためである。 後者については、少々説明が必要であろう。

すでに説明した税金控除の仕組みを前提とすると、例えば、年間総給与が7,000万ウォンの個人が30万ウォンを寄付すると想定すると、日本のふるさと納税における控除分担比率は、国が18.7%、自治体が74.7%、寄付者が6.6%を負担する計算となる。これに対し、韓国の制度では、国が40.3%、地方自

治団体が 4%、寄付者が 55.7% を負担することになる。つまり、韓国では 10 万ウォンを超えて行う寄付金について個人負担が大きくなるために、日本のように「納税」という制度名を付けた場合に「税金」として誤認されてしまうと、税負担の不公平感が生じる可能性があった。そのため、寄付の性格を強調するために「故郷愛」と「寄付」という用語を使用したのである 6。

第2に、制度の目的について、韓国の場合には、 地域経済の活性化や地域均衡発展など、日本と類似 して地方財政の改善に関係する目的を上げていなが らも、健全な寄付文化の醸成を全面に出している。

第3に、寄付の主体について、韓国の場合は、個人に規定しているが、日本の場合は、企業版ふるさと納税制度が別途存在する。

第4に、寄付の上限について、韓国の場合、上限が定められているが、日本の場合、控除限度額については個人住民税所得割額の2割とされているものの、寄付そのものについては上限額は特に規定されていない。

第5に、寄付金の使用用途(目的)については、 日本の方がより多様であり、かつ、選択権を寄付者 に与えている自治体がほとんどである。また、日本 の場合には、災害に関する寄付やサービスに対する 寄付など、寄付金の使用用途の選択肢が多様に提供 されている。これに対し、韓国の場合、寄付目的の 選択はまだ導入されていないように思われる。

最後に、返礼品提供の運営システムについて、日本の場合、民間中心で多数のプラットフォーム(サイト)が存在するのに対し、韓国の場合、「故郷愛繋ぎ(고향사랑이음)」という中央政府(行政安全部)が開設した一つのプラットフォーム(サイト)のみ存在し、その利便性も著しく低い。

表 1 日本の「ふるさと納税」と韓国の「故郷愛寄付制」の比較

区分	韓国(故郷愛寄付)	日本(ふるさと納税)
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
根拠法律	故郷愛寄付金に関する法律	地方税法等の一部を改正する法律
法律の目的	健全な寄付文化の醸成、地域経済の活性 化、地域均衡発展に寄与	地域創生への寄与、地域経済の活性化、 国と地方自治団体間税源格差の解消
最初実行時期	2023年1月	2008年5月
寄付・納税の主体	個人 (法人寄付不可)	個人 (ただし、企業版ふるさと納税制度が別途あり)
寄付・納税の対象	現在居住地以外の地域	地域制限なし
寄付・納税の金額	500 万ウォン以下	上限なし
自己負担金	なし	2,000 円
税額控除	寄付金によって税額控除 10 万ウォン以下:全額 10 万ウォン~ 500 万ウォン:16.5%	納税者の年所得及び家族によって控除の 上限が変動
寄付・納税優遇	寄付金税額控除(所得税、地方所得税)、 返礼品	所得税所得控除、個人住民税税額控除、 返礼品
寄付の主要な目的	社会的弱者の支援及び青少年の育成・保護、地域住民の文化・芸術・保健などの増進、市民参加、ボランティアなど地域コミュニティーの活性化支援、その他の住民の福利増進に必要な事業の推進	
基部目的の選択可否	選択不可	選択可能地方自治団体が多い(可能97.1%)
参加地方自治団体数	資料なし	1,785 地方自治団体(2022 年現在) 参加率 99.8%
返戻金の規定 ・制限 ・金額	地域特産品、 現金、貴金属、宝石禁止(地域商品券可能) 寄付額の30%以内	地域特産品、 電子製品、商品券禁止 納税額の30%以内
運営のプラットフォーム	中央統合管理運営(故郷愛繋ぎ)	民間中心運営
代表サイト	https://ilovegohyang.go.kr/	https://furunavi.jp/ https://www.furusato-tax.jp/ https://event.rakuten.co.jp/furusato/ 他 31 社(2022 年現在)

(이동호 (2023:61) を元に筆者作成)⁷

⁷ 이동호 (2023) 「일본 고향납세제 운영의 주요 특징과 수산물 답례품 관련 주요 논제 - 한국 고향사랑기부제 운영을 위한제언」 『한 국도서연구』vol.35, no.1, 통권 82호 p. 61。

4 制度の活用状況と提唱されている改革案

(1)制度の活用状況

韓国の「故郷愛寄付制」が始まってからまだ1年も経っていないため、制度の活用状況に関しては、現時点で評価することは難しい。しかし、韓国の「故郷愛寄付制」の施行から100日が経過した時点で調査が行われていることから、暫定的な情報になるが、その結果を紹介したい。調査は、228の地方自治団体を対象に行われ、獲得した寄付総額、寄付件数、返礼品に関する質問項目からなっている。回答したのは140団体(回答率61.4%)であった8。

まず、回答した地方自治団体が集めた寄付総額は、平均で5,300万ウォン(日本円で約530万円)であった。ただし、寄付総額の上位30位9以内の団体の平均寄付額は1億1,400万ウォン(日本円で1,140万円)(平均寄付件数は296.3件)で、回答した地方自治団体の平均の倍近くとなっている。ちなみに、全国1位の寄付総額を記録したのは、全羅北道任実郡であり、3か月間で実に3億1,500万ウォン(寄付件数941件)を集めた。憂慮していた地方自治団体間の格差問題も現れ始めていると言える。

寄付者一人当たりの平均寄付金額は、回答した地方自治団体の平均で14万ウォンであった。寄付総額の上位30位以内の団体に限れば、その額は19万6,000ウォンとなっている。必ずしも全額控除できる金額(10万ウォン)に合わせて寄付を行っているわけではないことが分かる。

また、寄付者に多く選択されている返礼品の上位30位以内の団体のうち、11団体が寄付総額上位30位の順位に含まれていることから、返礼品と寄付総額との間には一定の関連性が認められる。ちなみに、「故郷愛繋ぎ」をみると、制度がスタートした2023年1月26日現在で5,641件の返礼品の登録があったのに対し、7月3日現在では8,031件が登録されており、42%も増加した。ここには返礼品に力を入れる地方自治団体の姿勢が現れていると言えるだろう。

ただし、上記調査によれば、地域体験型返礼品

について導入している地方自治団体は54件にとどまっている。「関係人口」と地域活性化に繋げる上では、このタイプの返礼品を増やしていくことが必要である。当初は、全額控除できる金額に合わせて寄付が行われることが想定され、返礼品に費やせる割合が3割だとすると、3万ウォン(約3,000円)程度の返礼品しか用意できないことから、地域体験型返礼品の導入は容易でないと筆者は想定していた。しかし、必ずしも全額控除できる金額(10万ウォン)に合わせた寄付が行われているわけでないとすれば、地域体験型返礼品のメニューを豊富化することにも、十分可能性と意味があるように思われる。

前述の通り、回答した団体が集めた寄付総額は平均で5,300万ウォンにとどまっており、日本のふるさと納税の寄付規模と比較すると、「故郷愛寄付制」はまだ十分に活用されているとは言えない。しかし、上記調査結果は、あくまで4月半ば段階での結果にとどまる。日本においては、ふるさと納税の90%が年末に集まる傾向がある点からして、韓国の場合にも、年末に寄付金がより集まることが予想される。今後の活用状況を注視する必要がある。

(2) 研究者等による論評―制度の改善点

まだ十分に活用されているとは言い難い状況の中で、研究者からは早くも改善すべき点が指摘されている。

第1に、寄付金と税額控除の上限引き上げを求める意見がある。ヨム・ミョンベ¹⁰は、すでに触れた通り、当初は、全額控除できる金額に合わせて寄付が行われることが想定され、最近の物価上昇率を勘案して考えるときに、3万ウォン程度の返礼品では寄付へのインセンティブとして弱いのではないかという指摘をしていた。

第2に、シン・スングン¹¹は、寄付金の使用用途(目的)を住民の福利厚生の増進等の4つに限定せずに多様化して、地域の実情に応じて寄付金を使えるようにすべきだと主張している。例えば、日本でしばしば見られる故郷創業支援プロジェクトやふるさと

⁸ 이만 回議員室 (2023) 「23 年第1四半期故郷愛寄付制の現況」報道資料。

⁹ 寄付総額上位30位以内の団体のうち、12団体が慶尚北道圏内に集中している点が注目される。

¹⁰ 염명배 (2023) 「고향사랑기부제의 성공적 정착을 위한 답례품의 역할」韓国地方財政学会春季学術大会、2023 年 3 月 31 日。

¹¹ 신승근 (2023) 「고향사랑기부제 기금사업 발굴과 향후 발전방안」韓国地方財政学会春季学術大会, 2023 年 3 月 31 日。

移住・交流促進プロジェクトなど、地域活性化と密接に関連する取り組みへの使用も制度趣旨から外れるものではないと述べている。しかし、法11条4項の「その他住民の福利増進に必要な事業の推進」を目的とするのであれば、地域の実情に応じて寄付金の使用の余地は残っていると思われる。シン・スングンは、合わせて、寄付者が寄付金の使用用途(目的)を選択できるようにすることも必要だという。また、現在のように基金として運営するあり方から一般会計への繰り入れを認めるような制度改善が望ましいという主張も行っている。この主張も、地域の実情に応じて柔軟に寄付金を使用することを求めている理由からだと思われる。

第3に、返礼品提供のプラットフォームサイトの 利便性の向上およびそのための多様化である。国が 運営する「故郷愛繋ぎ」では、特定地方自治団体や 返礼品への人気集中、少数の寄付者による偏向評価 問題、返礼品を提供する側による評価操作といった 副作用が生じないよう、(A) 返礼品を検索する場 合、検索の結果が無作為に提示されるようになって いたり、(B) 返礼品に関する寄付者による評価が 一部のみ公開されるようになっていたりする。しか し、イ・ドンホによれば12、このような運営では返 礼品に関する十分な情報が寄付者に伝わりにくく、 地域特産品の魅力を伝えることにも限界があるとい う。そこで、(イ) 民間業者による参入を認め、複 数のプラットフォームを併存・競合させたり、(ロ) 情報公開範囲をより広げ、寄付者のフィードバック を他の寄付者も情報として共有できるようにしたり すべきだと主張する。

第4に、制度の認知を高め、広く活用されるよう、 寄付を集めるプロセスをもっと自由にすべきだという意見もある。ただし、これに対して、コク・ソン ヨン他¹³ は故郷愛寄付制が「寄付者にとって利益に なる」という趣旨を宣伝するような寄付集めの仕方 は制度趣旨とは合わないとする。また、ソウルのような大都市に近隣する地方自治団体の住民が大都市 に寄付して、地域商品券を受け取り、買い物先の豊 富な大都市で消費するといった行動が惹起されかね ないと指摘している。

5 おわりに~日本への示唆

韓国の「故郷愛寄付制」は、「官製通販」化している日本のふるさと納税制度の実情を踏まえ、モラルハザードにつながらないよう、かなり厳格な制度設計となった。その結果、上記の通り、もっと規制緩和すべきだという意見が有力に展開されるに至っている。これは、ふるさと納税制度を正常化すべきだとする日本の場合とは、ある意味で逆のベクトルである。

もしかすると、「正解」は両国の「中間」にあるのかもしれない。「故郷愛寄付制」のような厳格な制度設計を日本のふるさと納税制度の見直しの参考にすることは現実的ではないかもしれないが、「中間」を見定める上で、「故郷愛寄付制」の行く末は、日本にとってもそれなりに参考になるのではないだろうか。

¹² 前掲注 (7)。

¹³ 국승용 · 김창호 (2022) 「고향사랑기부제 활성화 방안」 농정포커스 (한국농촌경제연구원)。